

令和 8（2026）年度みよし市障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

令和 8（2026）年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たり、障がい者就労施設等からの受注の機会の拡大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

（対象事業者）

第 3 条 この方針により物品等を調達する対象事業者は、次に掲げる障がい者就労施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める次の施設等

ア 就労継続支援事業所

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業を行う入所施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

（3）法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に定める次の事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る子会社（特例子会社）の事業所

イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所（重度障がい者多数雇用事業所）

（ア）身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数を合計した数（以下この号において「障がい者数」という。）が 5 人以上であること。

（イ）労働者の総数に占める障がい者数の割合が 100 分の 20 以上であること。

（ウ）障がい者数に占める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数を合計した数の割合が 100 分の 30 以上であること。

(4) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者及び同法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(調達を推進する物品等)

第4条 本市が当該年度に調達を推進する物品等は、印刷、製本、封入封緘、清掃、除草、軽作業、クリーニング、記念品、食品類、日用品、事務用品その他障がい者就労施設等が供給可能な物品及び役務とする。

(調達目標)

第5条 当該年度における調達は、対象となる物品及び役務の調達実績額が、前年度の実績額と同等程度以上となることを目標とする。

(調達の推進方法)

第6条 本市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる方法により調達の推進に努めるものとする。

- (1) 障がい者就労施設等が供給可能な物品等に関する情報の収集及び庁内への提供
- (2) 各課における調達の態勢及び実績の把握
- (3) 随意契約制度の適切な活用

2 前項第3号の規定の適用にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に定める随意契約に係る規定を活用するものとする。

(調達実績の公表)

第7条 調達実績については、翌年度6月末までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により、速やかに公表する。